

建設労働者の 安全管理・健康管理

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、インフラの整備や市街地の再開発など、首都圏では様々な建設工事が増えており、建設業に従事する労働者にも注目が集まっているところである。

また、長時間労働の問題も深刻化しており、厚生労働省は長時間労働が疑われる事業場に対して監督指導を行う等、その対策は喫緊の課題となっている。

そこで、本特集では、建設業における労働者の安全と健康を確保するため、わが国の進める取組の解説をはじめ、労働災害防止団体の活動や、企業の現状などについて紹介する。

1・特集

建設業における労働災害発生状況 と労働災害防止のための取組

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室

1. 建設業における労働災害 発生状況

(1) 平成29年確定値

建設業における労働災害による死亡者数については、長期的に減少傾向にあるものの、平成29年の死亡者数は、過去最少であった前年よりも29人(9.9%)増加し、323人となった。

事故の型別では、「墜落・転落」が最も多く135人

(41.8%)であり、前年との増加人数と比べると、「交通事故(道路)」が最も多く、39人から50人に11人(28.2%)増加した(図1)。

また、休業4日以上死傷者数についても、死亡災害と同様、過去最少であった前年よりも71人(0.5%)増加し、15,129人となった。

事故の型別では、死亡災害と同様、「墜落・転落」が最も多く5,163人(34.1%)となっており、前年との増加人数と比べると、「はさまれ・巻き込まれ」が最も多く、

図1. 死亡災害発生状況 (平成24~29年) (単位:人)

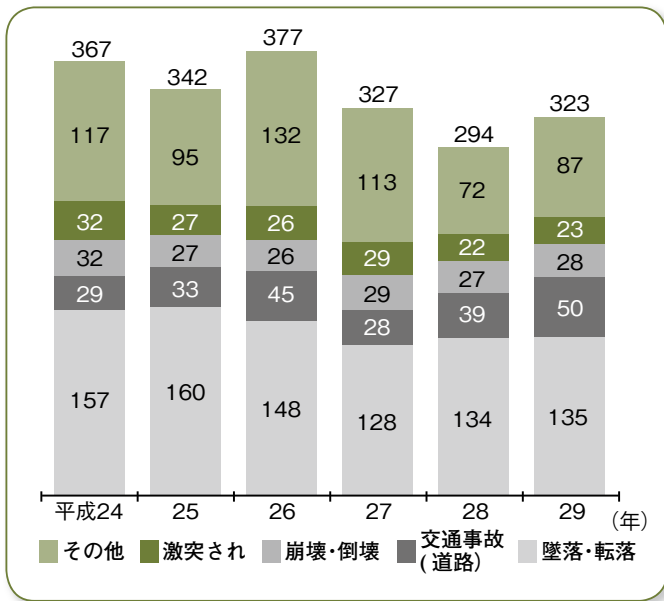
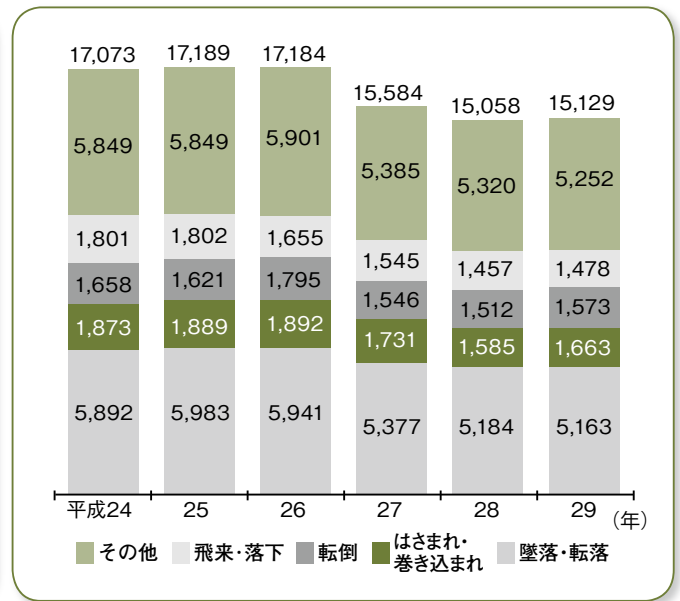


図2. 死傷災害発生状況 (平成24~29年) (単位:人)



1,585人から1,663人に78人(4.9%)増加した(図2)。

(2) 平成30年速報値(7月速報)

死亡者数は、前年同期と比べ5人(4.2%)減少し、115人となった。

事故の型別では、「墜落・転落」が最も多く50人(43.5%)となっており、前年と比べると、「はさまれ・巻き込まれ」が11人から15人に4人(36.4%)増加している。

また、休業4日以上死傷者数については、前年同期と比べ40人(0.7%)減少し、5,942人となった。

事故の型別では、死亡災害と同様、「墜落・転落」が最も多く2,103人(35.4%)となっており、前年同期と比べると、「墜落・転落」は2,037人から2,103人に66人(3.2%)増加している。

(3) 建設業を取り巻く情勢

建設業界では、東日本大震災からの復旧・復興工事の増加や、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の準備のための各種工事の開始により、建設投資の拡大が予想され、景気回復による民間投資の増加と相まって、全国的に人材不足等が深刻になり、それに伴って、人材の質の維持や現場管理に支障が生じ、労働災害が更に増加することが懸念されている。

2. 建設業における労働災害防止のための取組

厚生労働省では、昭和33年から5年ごとに労働災

害防止計画を策定し、労働災害防止のための取組を進めてきた。

本年度は、第13次労働災害防止計画(参考)の初年度に当たるが、同計画においては、2017年と比較して2022年までに、死亡災害の15%以上の減少などを目標として掲げ、建設業については、重点業種の一つとして、墜落・転落災害防止対策を中心に、次のような取組を進めている。

- 建設業においては、墜落・転落災害が死亡災害のうち4割を超える状況にあることから、その発生状況や関連する施策の実績等を踏まえつつ、墜落・転落災害防止対策の充実・強化について検討する。また、高所作業時における墜落防止用保護具については、原則としてフルハーネス型とするとともに、墜落時の落下距離に応じた適切な保護具の使用の徹底を図る。
- 建設業の死亡災害のうち解体工事における死亡災害の占める割合が徐々に増加し、今後も鉄筋コンクリートや鉄骨の建築物、橋梁等の解体工事が増加することが見込まれることから、解体工事における安全対策について検討する。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の施設工事について、関係行政機関、発注機関等により構成される安全衛生対策協議会を通じ、長時間労働の縮減も含めた労働災害防止対策の

徹底を図る。また、大会の施設工事において実施されている先進的な取組を、今後の快適で安全な建設工事のモデルとしていく。

- 地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域の復旧・復興工事において労働災害防止対策の徹底を図る。
- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画(平成29年6月9日閣議決定)に基づき、国土交通省と緊密な連携の下に、請負契約における安全衛生経費の適切な積算及び確実な支払に関する施策の検討・実施、施工段階の安全衛生に配慮した設計の普及、中小建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた支援等の取組を着実かつ計画的に実施する。

参考.

安全衛生を取り巻く状況と計画の目標

(労働災害の発生状況)

死亡災害：978人、前年同期比5.4%増(平成29年確定値)
死傷災害：120,460人、同2.2%増(平成29年確定値)

(第13次労働災害防止計画の目標)

○全体目標

死亡災害：15%以上減少
死傷災害：5%以上減少

○業種別目標

建設業、製造業、林業：死亡災害を15%以上減少
陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店：死傷災害を死傷年千人率で5%以上減少

○その他の目標(括弧内に現状を記載)

- ・仕事上の不安・悩み・ストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上(71.2%：2016年)
- ・メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上(56.6%：2016年)
- ・ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上(37.1%：2016年)
- ・化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)による分類の結果、危険有害性を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を80%以上(ラベル表示60.0%、SDS交付51.6%：2016年)
- ・第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して2022年までに死傷年千人率で5%以上減少
- ・職場での熱中症による死亡者数を2013年から2017年までの5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で5%以上減少

厚生労働省においては、前述の第13次労働災害防止計画に基づく2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の施設工事における安全衛生対策を進めるとともに、建設需要の増大に伴う熟練労働者や現場管理者の不足等により、安全衛生管理水準の低下が懸念されることから、首都圏の工事現場に対する巡回指導の実施等を通じ、労働災害防止対策を積極的に推進していく。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の施設工事に従事されている方々をはじめ、全国で建設工事に携わっておられる皆様におかれましても、各事業場、現場で一人の被災者も出さないとの決意のもと、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、なお一層のご尽力をよろしくお願いしたい。

第13次労働災害防止計画の重点事項ごとの具体的取組

○死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

- ・建設業における墜落・転落災害等の防止
- ・製造業における施設・設備・機械等に起因する災害等の防止
- ・林業における伐木等作業の安全対策

○過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

- ・労働者の健康確保対策の強化
- ・過重労働による健康障害防止対策等の推進
- ・職場におけるメンタルヘルス対策等の推進

○就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

- ・災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応
- ・高齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止

○疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

- ・企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進
- ・疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり

○化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・化学物質による健康障害防止対策
- ・石綿による健康障害防止対策
- ・電離放射線による健康障害防止対策

○企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

- ・企業のマネジメントへの安全衛生の取組
- ・労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用
- ・企業単位での安全衛生管理体制の推進

○安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

- ・安全衛生専門人材の育成
- ・労働安全・労働衛生コンサルタント等の事業場外の専門人材の活用

○国民全体の安全・健康意識の高揚等

- ・高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施
- ・科学的根拠、国際動向を踏まえた施策推進

出典：第13次労働災害防止計画

建災防が進める建設労働者の健康の保持増進に繋がる取組

建設業労働災害防止協会 技術管理部 建設業メンタルヘルス対策室 室長 田村和佳子

たむら わかこ ● 平成28年4月建設業労働災害防止協会建設業メンタルヘルス対策アドバイザー、平成30年4月建設業労働災害防止協会建設業メンタルヘルス対策室室長就任。特定社会保険労務士、精神保健福祉士。

1. はじめに

建設業労働災害防止協会（以下「建災防」という。）は、昭和39年9月1日に労働災害防止団体系に基づき設立された特別民間法人であり、本部のほか47都道府県に支部が設置され、建設業の労働災害防止を目的として、様々な活動を自主的に展開している。

建災防の主たる取組は、次の3つに大別される。第一に、国の定める労働災害防止計画（安衛法第6条）に基づく建設業版の災害防止5か年計画の策定及び建災防会員へ適用される法定の安全衛生水準を上回る建設業労働災害防止規程の策定、第二に、安全・衛生管理士による労働災害防止に関する技術的事項の指導及び援助活動、第三に、全国建設業労働災害防止大会の開催等、周知啓発活動や教育活動である。これらの取組のほか、少子高齢化による就業構造の変化等の社会経済情勢を踏まえ、建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の普及展開を図る等、「先取り型」の労働安全衛生活動を進めている。

2. 建災防の健康保持増進にかかるとる取組

本年7月6日、働き方改革関連法が公布され、国を挙げた官民協同による働き方改革が本格化することとなった。建設業においては、長年、全産業に比して労働時間の長さが指摘される（2016年総実労働時間数2,056時間）ところであり、時間外労働の上限規制について5年の猶予期間が設定されながら、それを待つこ

となく長時間労働の是正や週休二日制の定着に向けた取組が建設業界を中心に進められている。この背景には、東日本大震災、熊本地震等の震災・復旧工事や2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連工事等、建設投資が堅調に推移するなか、人手不足感がさらに強まり、技術者及び技能労働者の確保に迫られ、建設産業全体として、他産業に比べ遜色のない労働条件の整備や働きやすい職場環境の形成が求められているためであると考えられる。さらに、昨年10月に新国立競技場建設工事の下請けの現場監督である若手社員が過労自殺し、労災認定される事案が発生したことも、建設工事従事者の健康保持増進対策を含んだ働き方改革の推進が強く求められる契機になったものと思われる。

建災防では、このような社会的状況を先取りして、平成26年6月の安衛法改正によるストレスチェック制度の義務化（平成27年12月施行）を受け、建設工事現場におけるメンタルヘルス対策を推進すべく検討を始めた。具体的には、平成27年12月より「建設業におけるメンタルヘルス対策のあり方に関する検討委員会（委員長 櫻井治彦慶應義塾大学医学部名誉教授）」を設け、建設業、とりわけ建設工事現場におけるメンタルヘルス対策のあり方について様々な角度から検討を行ってきた。その結果、考案されたのが建設現場で実施する「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」である。

（1）「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」
「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」と

図1. 建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック

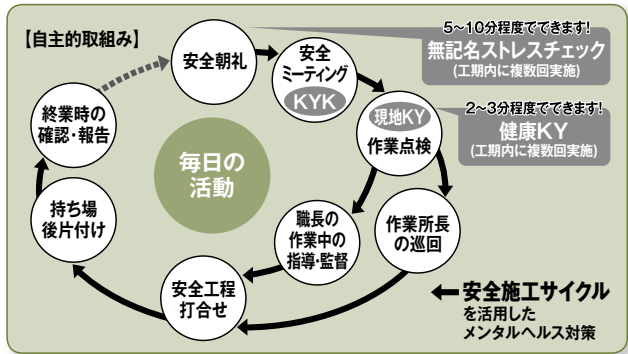
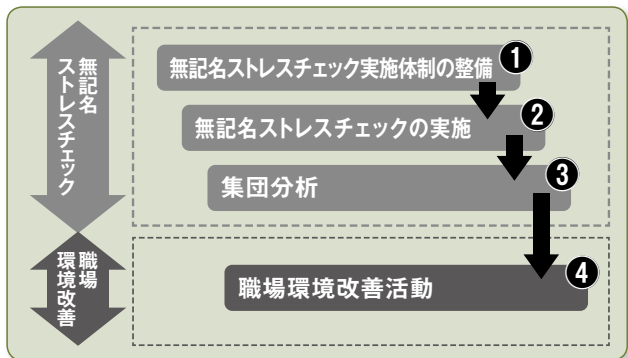


図2. 建災防方式無記名ストレスチェックのフロー



は、建設現場に定着している安全施工サイクルを活用して健康KYと無記名ストレスチェックという2つの活動を行うものである(図1・2)。健康KYでは作業開始前のKYミーティング等で職長から作業員に対し、食欲、睡眠、体調に関する短い3つの問いかけ(おいしく食べたか?よく眠れたか?体調はよいか?)を毎日行うことにより作業員の健康状態を日常的に確認するものである。一方、無記名ストレスチェックは現場に従事する全員が集合する安全朝礼において工期内に複数回、無記名によるストレスチェックを実施し、この集計分析結果(建設現場版「仕事のストレス判定図」等)を活用して働きやすい職場環境改善へと繋げる取組である。これら2つの活動を建設現場で推進することにより、ストレスチェック制度の趣旨として掲げられる「メンタルヘルス不調の未然防止」に資する対策として、その効果が期待できるものである。平成29年3月には無記名ストレスチェック集団分析プログラム、無記名ストレスチェックの結果に基づく職場環境改善ツールを開発して、より現場で簡便に利用できるツールを用意し、その普及に努めている。

(2) 「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」の現場展開

建災防では、平成28年3月以降、第8次建設業労

写真1. 健康KY実施の様子



写真2. 無記名ストレスチェック実施の様子



働災害防止5か年計画での重点事項への追加、全国建設業労働災害防止大会メンタルヘルス部会での周知啓発等、様々な手法により「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」の推進を図り、現在では多くの建設工事現場へこの取組が浸透している(写真1・2)。

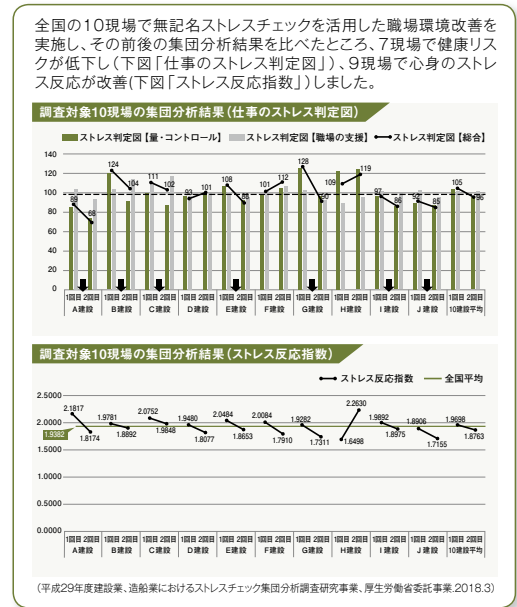
健康KYについては、従前行われているKY活動へ容易に組み込んで実施することが可能であり、3つの問いかけ項目を現場の安全看板へ掲示する等により日常的に実施する現場が増加している。不眠・うつ等の高ストレスが集中力・注意力の低下といった脳疲労をもたらし、それが不安全行動及びヒヤリハットのリスクが高まるのではないかと現場の危機意識が、健康KY普及の背景にあると推察される。また、当日の健康状態が熱中症リスクに影響を与えることに着目して、これを熱中症対策と関連させ実施する現場も見られる等、各々の現場にマッチした独自の展開が進められている(図3)。

一方、無記名ストレスチェックでは、平成29年度、厚生労働省から建災防が受託した「建設業、造船業等におけるストレスチェック集団分析等調査研究事業」の実施結果から、無記名ストレスチェックを活用した職場環境改善活動が建設工事現場等で働く労働者のメンタ

図3.熱中症対策と関連させた健康KYシート（コミュニケーションアンケート）

| 2018熱中症予防 | | コミュニケーション・アンケート | | | | | | | | | | | | | | 〇〇建設株式会社 平成30年7月0日～8月0日 | | | | | | |
|-----------|------------------|-----------------|------|------|-------|-----|------|------|-------|-----|------|------|-------|-----|------|-------------------------|-------|-----|------|------|-------|----|
| 氏名 | 該当するものに○をつけてください | 月 | | | 火 | | | 水 | | | 木 | | | 金 | | | 土 | | | | | |
| | | 危険 | 注意 | 安全 | 危険 | 注意 | 安全 | 危険 | 注意 | 安全 | 危険 | 注意 | 安全 | 危険 | 注意 | 安全 | 危険 | 注意 | 安全 | | | |
| 経験3年以下 | 睡眠(4) | 4以下 | 5 | 6 | 7以上 | 4以下 | 5 | 6 | 7以上 | 4以下 | 5 | 6 | 7以上 | 4以下 | 5 | 6 | 7以上 | 4以下 | 5 | 6 | 7以上 | |
| | 新入者選抜時 | 朝食 | 無 | その他 | ハル | 朝飯 | 無 | その他 | ハル | 朝飯 | 無 | その他 | ハル | 朝飯 | 無 | その他 | ハル | 朝飯 | 無 | その他 | ハル | 朝飯 |
| | 以前年中に | 前日の湿度(台) | 38以上 | 2号 | {冷未測} | 0 | 38以上 | 2号 | {冷未測} | 0 | 38以上 | 2号 | {冷未測} | 0 | 38以上 | 2号 | {冷未測} | 0 | 38以上 | 2号 | {冷未測} | 0 |
| | かかったことがある | 今日の体調 | 不調 | イマイチ | 普通 | 好調 | 不調 | イマイチ | 普通 | 好調 | 不調 | イマイチ | 普通 | 好調 | 不調 | イマイチ | 普通 | 好調 | 不調 | イマイチ | 普通 | 好調 |

図4.建設現場の職場環境改善の効果



ルヘルスに係る健康リスクの低減に大きな効果を生むことが数値的にも明確に確認された。具体的には、調査対象現場10現場のうち7現場で健康リスクが低下し、9現場でストレス反応指数が改善した(図4)。また、現場のヒヤリング調査からは従前の労災防止活動の一環として職場環境改善を進めることで過度な負担感なく実施することができるとともに、現場の心身の健康状況が数値化されることで対策を講じやすいとの意見が得られた。

こうしたことにより、厚生労働省から、平成30年3月13日付け安全課長、労働衛生課長及び化学物質対策課長連名通達「平成30年度の建設業における安全衛生対策の推進に係る協力要請について」において、都道府県労働局に対して、「建設業において……ストレスチェック制度の実施の徹底を図るとともに、建設業労働災害防止協会とも連携して、建設工事の現場等におけるメンタルヘルス対策の取組の普及を図る。」ことが通知され、今後、さらなる普及が見込まれるところである。

3.「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」の普及へ向けた展開

こうした経緯を踏まえ、建災防では、「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」及び建設工事現場にお

ける職場環境改善手法等、建設業におけるメンタルヘルス対策の取組を全国的に広く普及することとし、全国の建災防都道府県支部において、同取組の実施担当者となる者に対する講習会を実施することとした。本年8月6日から7日には、その第一弾となる独立行政法人労働者健康安全機構と連携した講師養成研修を実施し、同機構の産業保健総合支援センターの相談員及びメンタルヘルス対策促進員、建設安全の講師経験者総勢103名の講師予定者に受講していただいた。当該研修を受け、今後は全国の建災防支部において順次、職場環境改善実施担当者講習会が開催される予定である。

4. おわりに

このように、全国に建設工事現場を健康管理の視点から支援する人材が増えることによって、建設業の働き方改革及び建設工事現場のメンタルヘルス対策がより一層推進され、わが国の建設産業の職場環境がより良い方向へ大きく変化する契機となることを願う。

建災防では、本稿で紹介した建設工事従事者の「心身の健康」に着目した取組を、従前の労働災害防止活動に加えて推進することによって、社会のニーズに合致した真に実効性あるゼロ災活動へと進化させ、広く建設業に従事する人々にとっての安全・安心で快適な職場環境の形成に寄与したいと考える。

建設業における 過重労働・メンタルヘルス対策と 不安全行動防止との相関

東邦大学 産業精神保健・職場復帰支援センター（佐倉）センター長・教授 小山文彦

こやま ふみひこ ● 1991年徳島大学卒業後、岡山大学病院、香川労災病院、東京労災病院両立支援部長等を経て、2016年10月より現職。日本産業精神保健学会理事、日本産業ストレス学会理事等を務める。著書に、「主治医と職域間の連携好事例30」、「ココロブルーと脳ブルー」等がある。

1. メンタルヘルス対策は、安全に直結する

「働き方改革」の重要テーマでもある過重労働削減の意義は、生物学的には、労働者の十分な睡眠・休養を確保し、脳(精神)の作業疲労を募らせないこと、とほぼ同義である。周知と思われるが、過重・長時間労働が安全衛生上看過できない理由は、疲労を招くことのみならず、労働者が休養と睡眠に充てる時間を奪うからである。

2014年11月に施行された過労死等防止対策推進法により、過労死予防の対策・研究等に注力されているなか、脳卒中や心臓疾患(心筋梗塞など)の予防においては、メンタルヘルス不調の大きな原因ともなる長時間労働や疲労と心理的ストレスの蓄積を可能な限り取り除くことが重要とされている。この方向性から、まず、「脳(精神)の作業疲労・睡眠不足を長引かせない」とのコミットメントが、メンタルヘルス不調のみならず過労死疾患予防と労働災害防止の起点となる、と言っても過言ではないであろう。

具体的には、睡眠不足で眠気が残る、頭の働き

が鈍るといったことは、注意・集中力が損なわれた結果であり、これは誰もが経験的に理解しやすい状態像である。そして、個人の機微な心の状態やストレス状況を職場で詳しく傾聴・把握する方法よりも、睡眠不足への注意喚起とそのマネジメントの方が一般には簡潔に行えるものと考えられる。これまでに、「過重労働・不眠」→「睡眠不足・脳作業疲労の蓄積」→「注意・集中力の減退」→「不安全行動・危険・労災事故」と経過した事例は少なくないものと推察される。

以上のことから、働く毎日における作業疲労の蓄積防止は、衛生・メンタルヘルス対策のみならず安全対策(不安全行動防止)に直結する、と考えてよいであろう。

2. 過重労働が生体に及ぼす影響

人の精神・脳に関する研究は、これまでに多くのエビデンスを得ており、労働衛生・産業保健のフィールドへの展開もなされつつある。例えば、過重・長時間労働に代表される過酷なストレス状況や、うつ

病レベルの疾病性においては、体内のホルモンであるコルチゾールの分泌が過剰になることが1970年代から指摘され、現在では異論がない。過去の災害科学研究でも、一日4時間以下の睡眠が一週間続いた場合には、コルチゾールの分泌がほぼ確実に高まることが示され、このコルチゾールが過剰に分泌された生体では、血糖値の調整機構が乱れ、さらにストレスが加われば、人に満腹感をいだかせる物質(レプチン)が低下し、食欲を刺激する物質(グレリン)が増加する。このため、悩める者が痩せるとは限らず、睡眠時間を削って働きながら、いつのまにか肥満・メタボとなる労働者が散見される。いわば「ストレス→不眠→メタボ」の連鎖も、誰にでも起こる身近な現象である。

この連鎖が進行して起こる最悪の結果が、過労死(脳血管・心臓疾患による死亡)であり、精神面に強く影響した場合は、うつ病等の発症につながる。労災認定基準(精神障害にかかる)においても、極度の長時間労働は、「特別な出来事」と称されるほどの強い心理的負荷として取り扱われる。

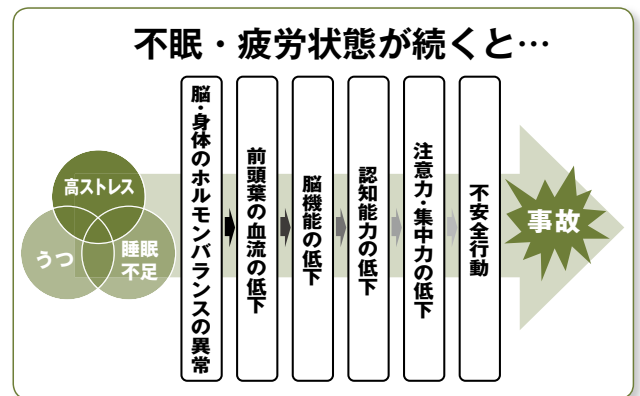
3. 労災疾病等研究の知見から

うつ病の脳では前頭葉の機能・代謝・血流が低下し、物事への認知能力と注意・集中力が減退してしまう。しかし、この現象はうつ病だけでなく、強い疲労感や睡眠不足が続いた状態においても起こり、前頭葉の機能低下が共通して起こっている状態であるゆえ、すでに「うつ病予備軍」であることが示唆される。

筆者らが過去に行った労災疾病等研究においても、脳の画像研究から明瞭な結果が確認された。この脳内で起こっている事態により、うつ病や不眠不休により疲労困憊した人では、意欲や心の躍動が低下し(「エンジンがかからない」ように)、注意・集中力の低下(根気が続かず作業ミスが増える等)が、「心の持ちようによらず」起こることを物語っている。

ただ「心の問題」として捉えられがちなメンタルヘル

図.不眠・うつ・ストレスと不安全行動等との関係



ス不調の正体は、脳機能の不調であり、これらの研究知見は、睡眠不足・うつ・高ストレスに、安全の観点から警鐘を鳴らしている(図参照)。

4. 建災防における予防・調査研究の取組み

筆者らは、睡眠の問診項目として、ハミルトンのうつ病評価尺度にある睡眠障害に関する設問(入眠困難・中途覚醒・早朝覚醒の有無や程度を問うもの)をIS (insomnia score) と称して採用し、脳血流との相関性、抑うつ・不安の程度や生活習慣病との関連について研究を重ねた。建災防(建設業労働災害防止協会)の活動においても、この問診を組み込み、健康KY、無記名ストレスチェックとあわせて実施することを推奨している。さらに、建設業従事者が経験したヒヤリハットなどの不安全行動の要素が、当時の疲労感や睡眠不足等と相関していたか否かについての研究を行い、その結果がほぼまとまりつつある。

「心の問題」以前に、日頃の睡眠、疲労、注意・集中力について注意喚起を図ることは、衛生・メンタルヘルス対策にとどまらず、安全対策(不安全行動防止)につながることを繰り返し強調しておきたい。

関連文献

- 1) Koyama F, Yoda T, Hirao T: Insomnia and depression: Japanese hospital workers questionnaire survey. *Open Med* 2017; 12: 391-398, 2017
- 2) 田村和佳子, 小山文彦: 建設業におけるメンタルヘルス対策の進め方. 建設業労働災害防止協会, 2016
- 3) 小山文彦: 睡眠の問診から「うつ病予備軍」の早期発見を図る-不眠スコアISとうつ, 疲労, 自殺念慮との相関-. *産業医学ジャーナル* 35(6): 56-62, 2012
- 4) 小山文彦: ココロブルーと脳ブルー-知っておきたい科学としてのメンタルヘルス-. 産業医学振興財団, 2011

社員を最大の財産と捉え 技能実習生を含め充実した 健康対策を実施

株式会社小黒組

株式会社小黒組は、昭和5（1930）年創業。以来、88年の長きにわたり、都市建築の鉄筋工事におけるリーディングカンパニーとして数多くの実績を積み重ねてきた。大手ゼネコンなど得意先からの信頼も厚く、その確かな技術力は、東京スカイツリーをはじめとするさまざまな建築物に活かされている。

同社は平成24年8月に建設業労働災害防止協会よりCOHSMS（建設業労働安全衛生マネジメントシステム）の認定を受けており、従業員の健康と安全の確保に積極的に取り組んでいる。

従業員数は約100人。建設現場作業の多くは90社に及ぶ協力会社に委託しており、同社の社員の大半は、東京都内の本社か千葉県船橋市の工場に勤務している。ただし、5年ほど前から、職人のなり手が減少している状況を踏まえ、全体の中のごく一部ではあるが、同社としても職人を育てようと、下請けの業者だけを利用するのではなく直接の採用・育成を始めた。その中には、留学生などとして来日した中国人も4人いる。

一方、業界団体である公益社団法人全国鉄筋工事業協会（以下「全鉄筋」という。）から外国人技能実習生を受け入れており、現在は8人のベトナム人実習生が活躍している。また、同社で3年間の技能実習を終え、外国人建設就労者として働くベトナム人も2人いる。彼らは、「リーダー」という肩書で、実習生たちの通訳兼指導員としての役割を担っている。この10人は、建設現場ではなく、船橋市の工場で鉄筋加工の作業に従事している。

なお、同社が雇用しているわけではないが、現場作業を請け負う協力会社でも外国人技能実習生が活躍しており、現場で活躍する約500人の作業員のうちの1割程度は技能実習生だという。

1. 充実した健康対策

「安全と責任施工は小黒組の誇り」を企業理念に掲げる同社は、創業以来、何よりも安全を重視しており、その安全を支える大事な要素の1つである従業員の健康の保持・増進にも力を入れて取り組んでいる。

毎年の健康診断や冬季のインフルエンザ予防接種などのほか、管理職35歳以上、一般社員45歳以上には、4か月ごとに血液検査を行うとともに、年1回、CT検査も受けさせ、貧血、肝臓や腎臓の異常、脂質異常症、糖尿病、痛風、リウマチなどの兆候をこまめにチェックしている。一方、血液検査では見つけきれない病気も多く、自己負担だったCT検査の費用を会社負担にした。



写真. 自社の健康管理について熱く語る苅谷功一さん

「10年以上前から、一定年齢以上の社員に定期的に血液検査を行い、病気の予防と早期発見に努めてきました。先生は、一人ひとりに対して『ここを治さない』と厳しく指導して下さいます。今回、CT検査を会社負担にしましたが、将来的には、胃と大腸の内視鏡検査の費用も会社で負担し、対象者全員に受けさせたいと考えています。従業員は財産ですので」専務取締役経営管理本部長の^{かりやこういち}荻谷功一さん(写真)は、こう語る。

夏の時期であれば、熱中症対策などを徹底している。工場では、冷房や送風機を用いて熱気の緩和を図り、水分補給ができる冷蔵庫も各所に設置。特に暑い日は、班長の判断で、通常の休憩時間以外にも休憩を取らせる。また、工場の安全大会でスポーツドリンク等を配布し、熱中症対策の重要性を訴えた。

協力会社が工事を行う建設現場の熱中症対策にも取り組んでいる。他社に先駆けて空調服(小型ファンの付いた上着)を導入し、協力会社の職長、職人に安価で配布した。健康診断もきちんと受けさせるようにしており、同社と一緒に受診できるようにしている。健康診断を受けていない人は、現場に入れない決まりである。また、安全部という部署が、熱中症、労働災害などさまざまなテーマで、協力会社を含む各所に定期的にメールを送り、健康や安全に対する意識啓発に努めている。

2. 技能実習生にも手厚い配慮

こうした健康管理施策は、国籍にかかわらず、従業員全員が対象となる。血液検査やCT検査も、対象年齢になれば全員に実施する(現在の対象は中国人1人)。外国人技能実習生は言葉が通じづらい面があるが、熱中症対策の必要性等、重要なことは全鉄筋の巡回指導員に口頭で周知してもらう。熱中症だけでなく、梅雨や暑くなると食べ物が悪くなりやすいこと、十分な睡眠をとらなければ体調に悪影響を及ぼすことなどを伝え、注意を促している。

公益財団法人国際研修協力機構(JITCO)の無料教材(同機構ホームページに掲載)も活用している。過労死やメンタルヘルスに関する実習実施機関向けマニュアルを参考に、技能実習生の労働環境、健康管理、日常生活への配慮を行うとともに、実習生向けパンフレット(図)を本人たちに配布している。

また、特に大きいのが、前述の「リーダー」2人の存在である。「3年間の技能実習を終えたベトナム人2人が建設就労者としてもう2年働くことになった際に、社長と私とで役割を考え、リーダーに任命しました。給料も社員と同等にして手当も付け、辞令も出し、『君た

ちはリーダーだから、後輩が入ってきたら、きちんと指導してください』と、役割意識を持たせました。この2人が、私たちの言うことを理解し、実習生に伝える橋渡し役になってくれています」と荻谷さんは言う。

メンタル面のフォロー役として、日本人の「生活指導員」も配置している。外国人技能実習生は毎年受け入れられているので、日本人の社員も実習生との接し方には慣れている。

「健康管理のコストというのは、そんなに高いものではありません。最近は、採用環境が厳しくなっていますが、従業員が健康を保ち、『この会社はここまでしてくれる』とPRしてくれれば、向こうから小黑組を指名してくれるようになります。技能実習生はすぐに辞めるという話も聞きますが、当社では、家庭の事情で国に帰った人が1人いるだけです。技能実習生を『安価な労働力』として受け入れるのではなく、教育も処遇も健康管理もしっかりとやるほうが本人たちのモチベーションも高まります。今後、外国人実習生の受け入れ期間が延びていったときに何をさせるかということを含め、受け入れ側も意識を変えていく必要があります」と荻谷さんは語る。「人こそが財産」と捉える同社の姿勢は、多くの企業のお手本となるものといえよう。



図. 実習生向けパンフレットの例(ベトナム語版)

会社概要

株式会社小黑組
 事業内容：鉄筋工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、
 建築工事業、鋼材類の販売など
 設立：1930年
 従業員：約100人(本社、船橋工場の合計)
 所在地：東京都江東区